

守谷市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則新旧対照表

改正	現 行
<p>(共同住宅等の占有者の義務)</p> <p>第27条 条例第45条第1項の_____共同住宅等とは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宅地開発による<u>6宅地</u>以上の建売住宅及び1戸建賃貸住宅</p> <p>2 (略)</p> <p>(一定規模以上の建築物の一般廃棄物保管場所等の設置)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第47条第2項に規定する保管場所等の設置基準は、第13条に規定する事業系一般廃棄物保管場所の設置基準の例による_____。</p>	<p>(共同住宅等の占有者の義務)</p> <p>第27条 条例第45条第1項に規定する共同住宅等とは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宅地開発による<u>10宅地</u>以上の建売住宅及び1戸建賃貸住宅</p> <p>2 (略)</p> <p>(一定規模以上の建築物の一般廃棄物保管場所等の設置)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第47条第2項に規定する保管場所等の設置基準は、第13条に規定する事業系一般廃棄物保管場所の設置基準の例による<u>もののほか、市長が別に定める。</u></p>